

標題

キプロス籍船舶の揚貨設備の検査規則改正について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0481

発行日 2002年10月11日

各位

キプロス政府から、揚貨設備の検査に関する規則改正の連絡がありましたのでお知らせします。

この改正の要点は次の通りです。

1. 100G/T 以上のキプロス籍貨物船及びトン数に関係なくキプロス籍客船に装備される全ての揚貨設備(貨物以外の荷役に供する揚貨設備、即ち機関室天井クレーン、糧食用クレーン、F.O. ダビットなども含む)は S.W.L.に関係なく証書を備えることが必要になりました。既に就航している船舶も2002年6月1日より後の最初の年次検査又は更新検査までに検査を受け、証書を備えることが必要です。
2. 人の昇降用に使用するエレベータに関する検査規則が追加されました。トン数に関係なくキプロス籍船舶に装備される全てのエレベータはこの規則により検査を受け証書を備えることが必要になりました。既に就航している船舶も上記1と同様に2002年6月1日より後の最初の年次検査又は更新検査までに検査を受け、証書を備えることが必要です。

上記1、2とも当該船の検査時に弊会に申し出下されば同国政府の代行で証書を発行いたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。